

標 題:

ISMコードによる安全管理システム
審査について

NKテクニカル インフォメーション

No.: 158

Date: 平成 7年 3月10日

関係船主各位

拝啓、貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、ご既承の通り海難事故防止並びに海洋汚染防止には船舶の安全管理が必要との認識のもとに、『国際安全管理コード (ISM Code)』は1994年5月SOLAS締約国会議において新章 (9章) として採択され1998年7月1日より強制化されます。すなわち、高速旅客船を含む客船並びに500G/T以上のオイルタンカー、ケミカルタンカー、ガスキャリア、バルクキャリア及び高速貨物船は1998年7月1日より適用され、500G/T以上のその他の船舶及び海底資源掘削船は2002年7月1日より適用されることとなりました。

本会は、昨年9月にこのISMコードに基づき『安全管理システム審査登録規則』を制定しましたが、本年2月末までに既に8社 (ナビックスマリン、イイノマリンサービス、雄洋海運、昭和海運、大阪商船三井船舶、出光タンカー、ケイラインシップマネジメント及び国際エネルギー輸送) に『適合証書 (DOC)』を、又42隻に『安全管理証書 (SMC)』を発給しました。

因みに、今年度末には約80社、200隻を審査登録するものと予想しております。

また、各国政府よりの承認取得作業も捗っており、パナマ政府からは本会が制定したISMコードに基づく『安全管理システム審査登録規則』を承認され、代行権限は条約発行に伴い付与される見込みです。なお、バハマ、バルバドス、バヌアツ及びブルネイの4政府より代行権限を取得しております。

以上、現状をお知らせ致します。